

平成31年第21回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成31年第21回岩手町農業委員会総会は、平成31年1月22日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (3) 議案第3号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (4) 議案第4号 農地売買等事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (6) 議案第6号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について
- (7) 議案第7号 岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 6番 福士 好子
- 7番 府金 秀一

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 高村 伸男 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

議 長 ただいまから第21回岩手町農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は8名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
なお、本日の欠席通告者は6番福士好子委員、7番府金秀一委員の2名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。
1番佐々木夏子委員、8番田中正志委員のご両名にお願いいたします。
また、書記は事務局の府金副主幹にお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります議案7件の提出があります。
お諮りします。議案7件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案7件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。
番号27番は贈与案件でございます。
畑5筆、28,101平方メートル、田2筆、4,322平方メートルを妻の妹に贈与しようとするものです。
なお、議案第1号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、現地調査の結果を調査委員より報告をお願いいたします。

今松推進委員 現地調査の結果について、推進委員の今松から報告いたします。
本日、午前9時から事務局と乙茂内丈久委員、遠藤文雄推進委員と私とで、現地

を確認して参りました。

農地の所在は葉木田地区で、●●から●●を過ぎまして広域農道へ行く途中の五叉路付近にある田んぼと畑でした。

現在も、その妹さんが借りて作付けしているみたいなので、管理されていて問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま、議案第1号について現地調査の報告をいただきましたが、この件について、皆さんの方からの質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可とする委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号について、ご説明いたします。

番号20番・21番・22番・23番の4件は砂利採取に伴い、農地所有者4名から1反歩あたり年額10万円の金額で2年間、一時転用しようとするものです。

以上議案第2号の説明を終わります。

なお、議案第2号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、現地調査委員の方より調査報告をお願いします。

遠藤(文)推進委員 現地調査の結果について推進委員の遠藤より報告します。

本日9時から事務局と乙茂内丈久委員、今松一広推進委員と私とで現地確認をして参りました。

受付番号20番から23番の一時転用の件について、まとめて報告します。

農地の所在は雪浦地区で、●●付近にまとまってある農地でした。

現地を確認しましたが、田として利用されていました。

転用する計画についても、砂利を採取した後は適正に農地に復旧されるわけですし、周辺農地への影響などについても見ましたが、特に問題がないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま、第2号議案の現地調査の報告が終わりました。皆さんの方から質疑を受けたいと思います。

3番黒澤委員 この場所は採種圃の水田ではないのですか。2年間休んで一時転用することですが、種場の方は大丈夫でしょうか。ここは岩手町の採種圃という形で位置づけられているものですから。

事 務 局 業者さんは、農協にも事業説明をしたという話をしているので、その部分はクリアしていると思いますが、再度確認します。

議 長 その辺は事務局がもう一度確認するということです。
種場でもありますし、そちらを優先しなければならないという考え方もあるわけですが、そこは再確認をするということです。
あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の委員は举手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございませう。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号について、ご説明いたします。

番号18番、土地の所在は一方井第13地割地内の畑1筆、1,741平方メートルの土地であります。

平成5年から労力不足のため耕作せず、現在に至る土地であります。

なお、議案第3号につきまして現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、現地調査の結果を調査委員より報告をお願いいたします。

今松推進委員 現地調査の結果について、推進委員の今松から報告します。

農地の所在は一方井地区で、●●に隣接する北側の土地でありまして、木が生えていて農地に戻すことは困難と思われるので、やむをえないと思います。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査の報告結果は、現状を見ますとやむなしという報告ですが、皆さんの方から質疑がありましたら、受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、議案第3号については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、農地等売買事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農地等売買事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号98番は記載の者が岩手県農業公社へ記載の金額で所有権移転をしようとするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま、議案第4号について、事務局の説明が終わりました。この件について皆さんの方から質疑がありましたら、受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農地等売買事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに賛成の委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、議案第4号については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第5号及び議案第6号については、私の親族にかかる案件がございますので、議長を幅会長職務代理者に引継ぎ、私は一旦退席いたします。

(松本会長退席)

(議事参与の制限について事務局説明)

職務代理者 議長を交代しました。

続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、は関連がございますので、一括審議を行います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者 それでは、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、の件と、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、の件でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号は、農地所有者が岩手県農業公社に農地を貸付する案件です。

議案第6号は、岩手県農業公社から担い手が借り受ける案件です。

一覧表を作成しておりますので一覧表によりご説明いたします。

(一覧表により説明)

以上議案第5号、第6号に係る事務局説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第5号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について並びに議案第6号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることについて、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

職務代理者 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

職務代理者 再び会長に議長を引き継ぎます。

(松本会長復席)

議長 議案第7号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号について、ご説明いたします。

農業振興地域整備計画は5年に1度定期見直しを行うこととされています。

今回、平成31年4月から5年間の農業振興地域整備計画の見直しに係る変更計画案について審議するものです。変更内容についてご説明いたします。

(資料により変更内容について説明)

まとめますと、今後5年間の農振計画は、総面積が今よりも34ヘクタール減りまして、5,261ヘクタールになります、ということです。

以上議案第7号に係る事務局説明を終わります。

議長 議案第7号について事務局の説明が終わりましたが、この件について、皆さんの方から質疑ありましたら、受けたいと思います。

1番佐々木委員 今度の農業振興座談会の話題として、これが出て来るのでしょうか。

事務局 いえ、違います。

今の農振計画が平成 30 年度までの計画なので、31 年度から 5 年間の計画、農業振興地域整備計画がこうなります、という話です。

座談会でも、もしかすると触れるかもしれませんが、農業をするべき区域というのは、岩手町は 34 ヘクタール減りますよ、という概要になります。

1 番佐々木委員 実際はこれよりも減ってくると思います。

事 務 局 そのとおりだと思います。

9 番 幅 委 員 新たに農地造成とか買い畑事業というのはゼロですか。

事 務 局 そのとおりです。

買い畑事業というのは農業公社ではもうやっていないそうです。

3 番黒澤委員 農地造成も 23,574 平方メートルありますが。

事 務 局 今までの 5 年間は確かにありました。

3 番黒澤委員 これからもあれば、農振に入っていなければこれからでも入れられる。それから今まで除外されていた分については、農振に入っていたから今回農振から除くというのが今回の内容ですよ。

事 務 局 はい。

9 番 幅 委 員 昔の農管公社というところは草地造成とか買い畑事業はやっていないのですか。

事 務 局 農管公社イコール岩手県農業公社で、公社としては事業はやっておりません。やってはいけないということではなく、買い畑に対する補助はないということです。

3 番黒澤委員 公社ではやっていないということですね。

9 番 幅 委 員 昔は農業公社が農地造成とか買い畑事業の手続きや許可までみんなやってくれたんですよ。

事 務 局 今は、やろうと思ったら自分で許可を受けてやるというスタイルだと思います。

9 番 幅 委 員 国からの補助金はもらえないのですね。

事務局 結局、農地が余っているから買い畑して補助金を出してまでもやることではないという判断だと思います。

1 番佐々木委員 「第1の地域の振興方向」の中の「⑤番環境保全型農業の推進」「⑥番地産地消の推進、農商工連携・6次産業化による農村振興」と書かれていますが、これの詳しいものとか、きちんと計画されていることと書いていいのですよね。

それから、2016年から2020年間の方向性をやるということですが、これについての具体的な予定・目標など町では示しているものですか。

事務局 これはあくまでも29年度までの変更計画の概要書で、皆さんにご覧いただいてわかり易いようにしたもので、概要書ではない本物の方は厚さが1センチ以上ある冊子の計画になっておりまして、それを読み込んでいただくのは時間もかかるので、今回はこの概要書で皆さんにお諮りするものです。詳細な文言・文章・表現等々については、本物の計画書に記載されております。いつでも閲覧可能です。

議長 あとありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第7号、岩手農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と求め、第7号議案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第21回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時05分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

職務代理者

印

1 番

印

8 番

印